

川崎市版受注者向け納品データ作成ツール 使用許諾契約書

利用者は、川崎市版受注者向け納品データ作成ツール（以下「本ソフトウェア」と称します。これには、プログラム本体に加え、プログラムとともに配布又はインストールされるマニュアル等一切を含むものとします。）の利用にあたり、本契約の内容に同意するものとします。なお、本ソフトウェアをコンピュータにインストールする、または複製する、またはコンピュータにインストールされた本ソフトウェアを使用することで本契約に同意されたものとみなします。

第1条（本ソフトウェアの使用許諾）

- 1．本ソフトウェアを入手された利用者に対し、本契約に定める条件に従い、本ソフトウェアの非独占的な使用を許諾します。
- 2．本契約は、将来開発される可能性のある本ソフトウェアのアップグレード版等に対する使用許諾を認めるものではありません。

第2条（著作権等）

- 1．本ソフトウェアの著作権は川崎市及び三菱電機株式会社に帰属します。
- 2．利用者が本ソフトウェアを第三者などに、複製、頒布、貸与または配布する際には、本契約書を添付するとともに、著作権およびその他の財産権を表示するものとします。

第3条（使用条件等）

- 1．利用者は、本契約に定める条件に従い、本ソフトウェアを使用する権利（使用権）を得ることができます。
- 2．利用者は、本ソフトウェアをコンピュータの台数を問わず複製（インストール）することができます。

第4条（禁止事項）

- 1．利用者が、本ソフトウェアを第三者などに、複製、頒布、貸与または配布（電子的にあるいはネットワークを介して配信することを含みます）を行う場合、金銭その他の名目を問わず、本ソフトウェアに関する一切の対価を受領することは固く禁止します。
- 2．著作権者の権利を侵害する行為は、固く禁止します。
- 3．プログラムの改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルその他これに類する行為を禁止します。

第5条（無保証）

1. 本ソフトウェアは現状有姿で提供されており、本ソフトウェアが正常に動作することを保証するものではありません。また、本ソフトウェアの機能及び品質について、商品性及び特定目的への適合性その他一切の保証を行いません。

2. 本ソフトウェアを利用するにあたっては、全て利用者の責任により利用するものとし、利用者が本ソフトウェアを使用すること、または、使用できなかったことに関連して生ずる一切の損害、トラブル（動作不良、ハード、ソフトの損傷、利用者の情報の消失、毀損などの損害を含みますが、これらに限りません）に関して、直接的であるか間接的であるかを問わず、いかなる責任も負いません。

3. 本ソフトウェアに不具合、不備等があっても、程度の如何にかかわらず訂正、修正する義務を負いません。

4. 本ソフトウェアが第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害していないことを、保証するものではありません。本ソフトウェアを第三者などに、複製、頒布、貸与または配布した結果生じたいかなる損害に対しても、一切の責任を負いません。

第6条（使用中止）

1. 本ソフトウェアは、予告無く機能の一部または全部の使用を中止させて頂くことがあります。

2. 利用者が本契約に定める事項の一つにでも違反した場合、何らの事前の通知を行うことなく本契約を解除し、利用者に対して、本ソフトウェアの利用の中止を求めることができるものとします。

3. その他公序良俗に反する行為を行った者に対し、本ソフトウェアの利用の中止を求めることができるものとします。

第7条（本契約の変更）

1. 本契約書の内容は利用者の承諾を得ることなく変更できるものとします。

第8条（本契約の発効）

1. 本契約の効力は、本ソフトウェアの使用と同時に発効するものとします。

第9条（その他）

1. 本契約に定めのない事項または本契約において疑義が生じた場合は、当事者間の協議により解決するものとします。

以上